

辺野古訴訟

福岡高裁判決を問う

辺野古訴訟福岡高裁判決報告・研究集会

日時：10月7日（金）

17:30（開場） 18:00（開会）～ 20:30（閉会）

一般公開・無料

会場：明治大学駿河台キャンパス

リバティ・ホール（リバティタワー 1階）

東京都千代田区神田駿河台 1-1

*配付資料 福岡高裁那覇支部 2016年9月16日判決その他

【プログラム】

17:30 開場

18:00 開会挨拶

紙野 健二氏（名古屋大学教授）

翁長 雄志氏（沖縄県知事） * 予定

18:30 判決報告 沖縄県辺野古裁判等弁護団
竹下 勇夫氏（琉球法律事務所）ほか

19:15 休憩

19:30 シンポジウム

司会

武田 真一郎氏（成蹊大学教授）

シンポジスト

沖縄県辺野古裁判等弁護団

20:20 まとめ

岡田 正則氏（早稲田大学教授）

20:30 閉会



主催：辺野古訴訟支援研究会

共催：沖縄県辺野古裁判等弁護団

問合せ先：琉球法律事務所 E-mail: office@ryukyu-law.com

辺野古埋立承認取消しの経緯

翁長知事は、2015年10月13日、前知事の埋立承認処分が公有水面埋立法4条1項1号（国土の適正かつ合理的なること）および同2号（環境の保全につき十分に配慮せられたるものなること）を充足しない違法なものであるとして取り消しました。埋立承認をするに際しては、県内に日本に駐留する米軍の約74%が集中している沖縄県に固有な地域の特性や、世界的にも貴重な自然環境・生態系を有している埋立対象地における環境保全措置の適切さが重視されなければなりません。しかし、前知事はこうした事情を無視ないし軽視して埋立てを承認してしまいました。このような理由から、翁長知事は前知事の埋立承認処分を取り消したのです。

この埋立承認取消処分は、違法な判断をした知事を選挙で交代させるといった民主的な政治過程と、知事のもとに設置された公正・中立な第三者委員会における慎重な見直し作業に基づく民主的な行政過程を経て、沖縄県の自治の発露として行われたものです。

したがって、翁長知事の埋立承認取消処分は、公有水面埋立法に適合するとともに、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に照らして尊重に値するものです。



問われる福岡高裁判決

ところが、福岡高裁が9月16日にくだした判決は、およそ地方公共団体全般に対して、軍事基地建設についての国の判断への従属を求めるがごとき判断を示し、これに沿った前知事の裁量権の行使に立ちいった審査を行い、これを適法・正当であると認定し、逆に、沖縄県の地域的な特性や環境保全措置の適切さを重視し、かつ、沖縄県民の民意を踏まえて行った翁長知事の判断を違法と認定しました。この判決は、従来の行政法理論を逸脱するだけでなく、地方自治の憲法保障をまったく軽視したもので、研究者・法律実務家の良心に照らして、これを放置することはできないものです。

この報告・研究集会は、辺野古訴訟の経緯、この判決の問題点と課題などに関する沖縄県辺野古裁判等弁護団からの報告を踏まえて、この訴訟で問われている法的な問題とその背景について、弁護団とともに批判的に検討し、議論し、理解を深める機会とするものです。

研究者、法律実務家の方々、そして辺野古新地基地建設に関心を寄せる方々の多数のご来場をお待ちしております。

